

建設・解体工事業者のための

建設系廃棄物適正処理の手引き

平成29年 4 月

青 森 県

目 次

1	はじめに	1
2	用語・定義	2
3	建設系廃棄物の種類	3
4	排出事業者の責任	4
5	建設工事関係者の役割分担	4
5-1	廃棄物処理法第21条の3の規定について	
6	産業廃棄物処理の委託と廃棄物処理法上の基準	6
6-1	産業廃棄物処理の委託	
6-2	再委託の原則禁止	
6-3	マニフェスト制度	
7	建設系廃棄物の処理と廃棄物処理法上の基準等	10
7-1	分別	
7-2	保管	
7-3	収集運搬	
7-4	処分	
7-5	その他の基準、留意点等	
7-6	廃棄物処理法の各種基準の違反事例	
8	排出事業者の義務	16
8-1	マニフェスト交付等状況報告書	
8-2	多量排出事業者の産業廃棄物処理計画等作成義務	
9	石綿（アスベスト）に関する規制等	17
10	建設リサイクル法	18
10-1	建設リサイクル法対象工事における手続	
11	建設資材廃棄物の引渡完了報告制度	19
11-1	報告の概要	
11-2	報告書の記載例	

12	Q & A	22
12-1	廃棄物の種類について	
12-2	廃棄物の該当性について	
12-3	マニフェストについて	
12-4	多量排出事業者について	
12-5	建設リサイクル法について	
13	各種お問合せ先・届出先、様式等	25
13-1	お問合せ先	
13-2	届出先	
付録	廃棄物処理法の規定により下請業者が廃棄物を自ら運搬 することを証する書面（様式）	27

1. はじめに

建設系廃棄物は、その性質上排出量が膨大であり、全国における産業廃棄物の排出量全体の約2割に当たる約7億4,000万トンを超えています(図1)。

また、建設系廃棄物の排出量のうち、「建設リサイクル法」で一定規模以上の工事について再資源化等が義務付けられているコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材が約8割を占めていることから、特にこれら3品目の再資源化を強力に推進する必要があります(図2)。

一方、不法投棄量の内訳においては、建設系廃棄物が件数及び投棄量ともに全体の7割以上(図3)を占めて生活環境保全上の大きな問題となっており、住民の産業廃棄物の処理に対する不信感を生じさせる大きな要因となっています。

このように、資源循環及び環境保全の双方の観点から建設系廃棄物を適正に処理することが極めて重要となっています。

建設・解体工事業者の方々は、当ガイドブックにより廃棄物処理法や建設リサイクル法などについて理解を深め、各種基準に従って建設系廃棄物を適正に処理してください。

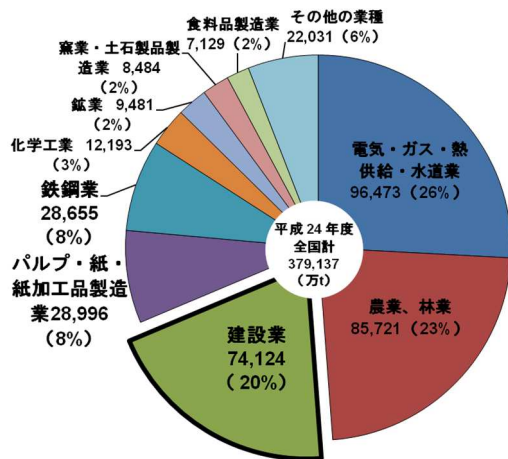


図1 産業廃棄物の業種別排出量 (平成24年度 環境省)

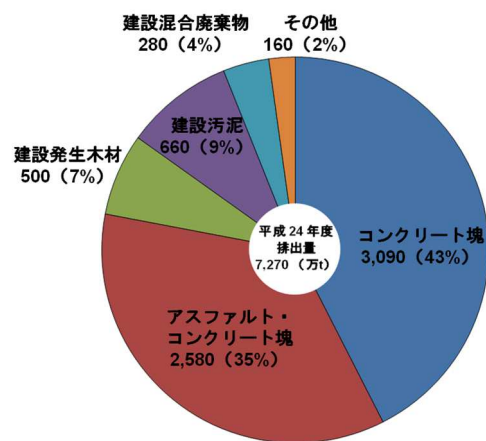


図2 建設系廃棄物の種類別排出量 (平成24年度 国土交通省)

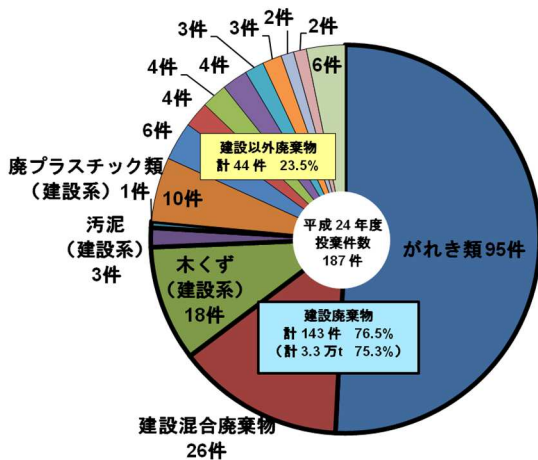


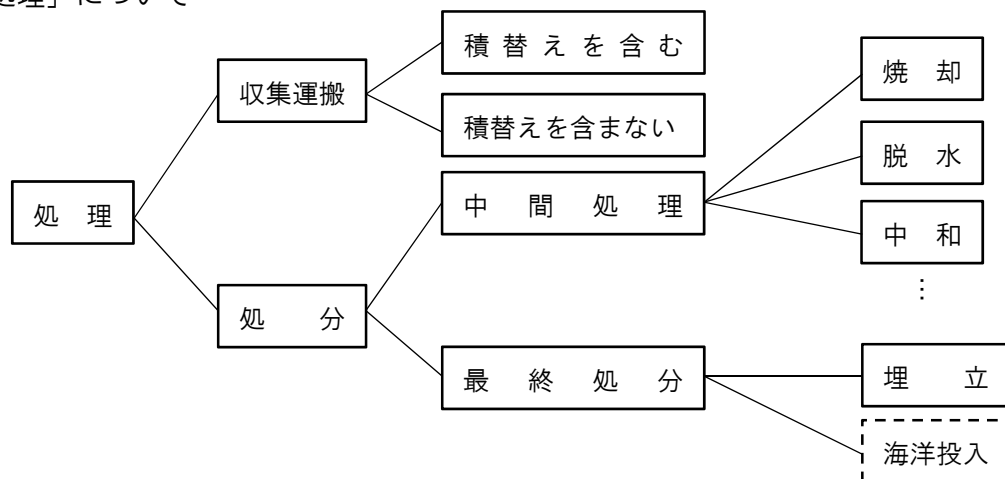
図3 不法投棄された産業廃棄物の種類 (平成24年度 環境省)

2. 用語・定義

本書で用いている用語の意味は、次のとおりです。

用語	意味
廃棄物	占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったもの。 ただし、土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの、港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは除外される。
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物。処理責任は市町村が負っている。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類などの20品目の廃棄物をいう。 処理責任は排出事業者 が負っている。
安定型産業廃棄物	産業廃棄物のうち安定型最終処分場に埋立処分できるもの。 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の5品目 が該当する。(一部例外あり)
建設系廃棄物	建設、解体工事等に伴い生じた廃棄物。
処理	分別、保管、収集、運搬、再生、処分等のことをいい、廃棄物処理法で各種処理基準が定められている。
再生	廃棄物から原材料等の有用物を得ること、又は廃棄物を処理して有用物にすること。
処分	中間処理と最終処分のこと。 「 中間処理 」とは、減量・減容化、安定化・無害化等を目的として行う処理をいう。 「 最終処分 」とは、埋立処分、海洋投入処分又は再生をいう。
排出事業者	廃棄物を排出する者であり、建設工事においては、発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）から 直接建設工事を請け負った者 （以下「 元請業者 」という。）が該当する。
産業廃棄物処理業者	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬業又は処分業の許可を取得している事業者。

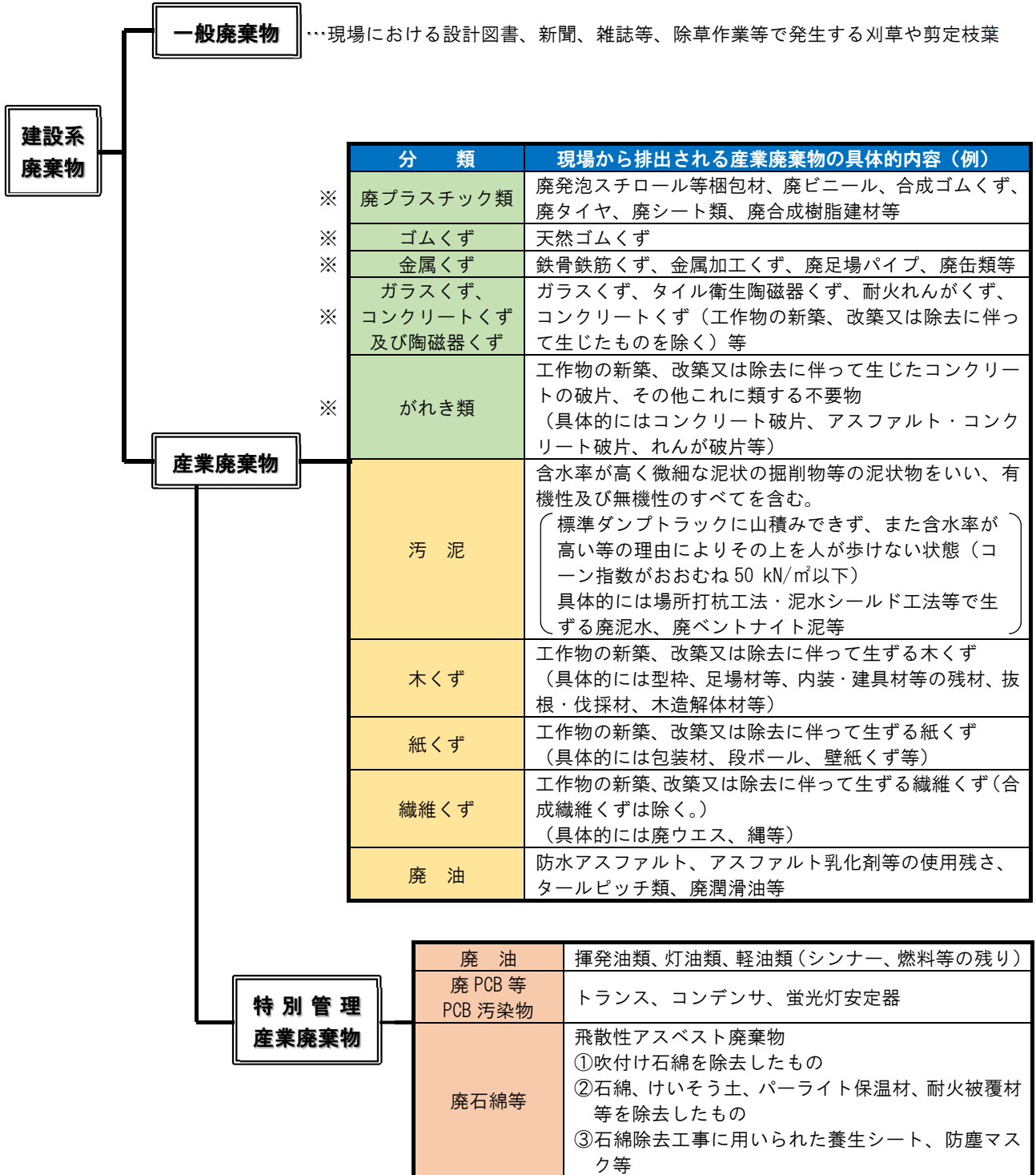
(参考)「処理」について



本書での略称	解説
「マニフェスト」	産業廃棄物管理票。排出事業者が産業廃棄物の処理の終了を確認するために産業廃棄物の受け渡しと同時に交付する。
「廃棄物処理法」又は「法」	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
「施行令」又は「令」	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（政令）
「施行規則」又は「規」	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（省令）
建設リサイクル法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
都道府県等	都道府県及び政令で定める市（本県の場合は青森市・八戸市）

3. 建設系廃棄物の種類

建設系廃棄物は、直接工事等から排出されるものや現場事務所等から排出されるものなど多種多様であり、それぞれ処分方法が異なります。



(※) 安定型産業廃棄物。ただし例外として、廃石膏ボード、廃ブラウン管の側面部（以上ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板（以上金属くず）、廃プリント配線板（鉛を含むはんだを使用したもの：廃プラスチック類、金属くず）、廃容器包装（有害物質が混入・付着したもの：廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず）は除く。

また、安定型産業廃棄物にそれ以外の廃棄物が付着・混入し、又はそのおそれがある場合は、安定型最終処分場にて埋立処分することができないため、分別を徹底するようにしてください。

4. 排出事業者の責任

産業廃棄物の排出事業者は、自らの責任において、その廃棄物を適正に処理しなければなりません。「自らの責任において適正に処理する」とは、排出事業者が自ら処理する場合と処理業者に委託する場合がありますが、いずれの場合においても廃棄物処理法上の各種基準に従う必要があり、委託した場合でも、その廃棄物が最終処分されるまで排出事業者の責任がなくなることはありません。

そのため、委託した処理業者が当該廃棄物を不法投棄するなど、廃棄物処理法に違反する行為を行った場合、その撤去費用の負担や行政処分の対象は、その実行者だけでなく排出事業者にも及ぶ場合があります。これを防ぐためにも、委託しようとしている処理業者の事業場を実地確認する等、廃棄物が適正に処理されるように必要な措置を講じてください。

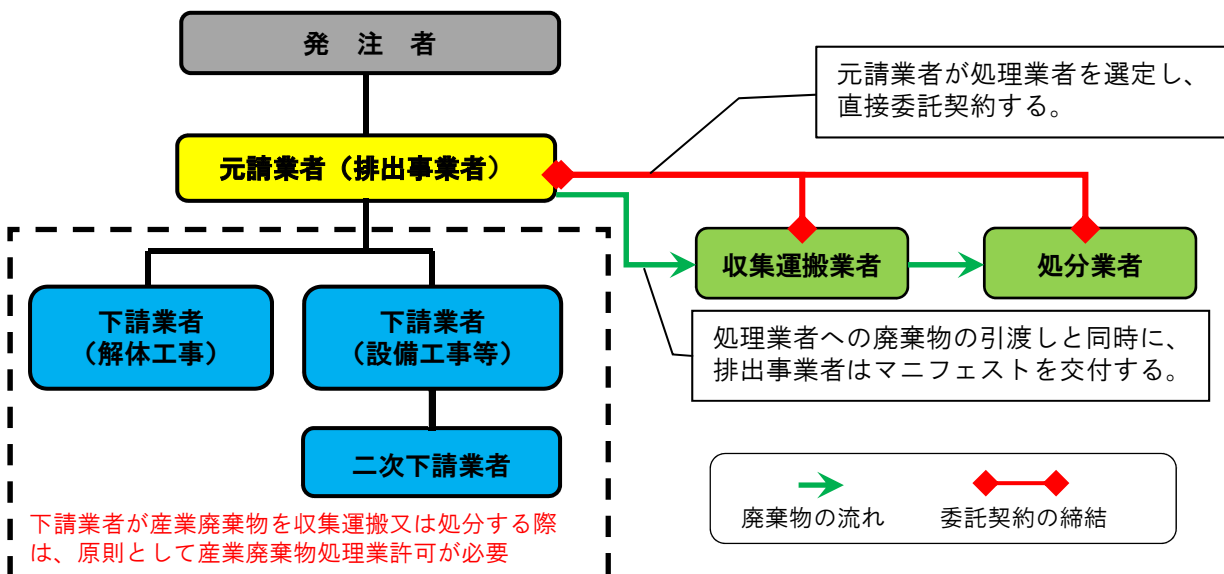
5. 建設工事関係者の役割分担

建設工事においては、原則として元請業者が排出事業者であり産業廃棄物の処理責任を負っていることから、以下の業務を行わなければなりません。

- ① 当該工事においてどのような廃棄物が発生するかを事前に把握するために処理計画を作成し廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化に努める。
- ② 産業廃棄物の処理を委託する際は、廃棄物処理法に従い事前に委託契約を締結し、廃棄物を引き渡すと同時に、マニフェストを交付する。
- ③ 廃棄物の取扱いを下請業者任せにせず、元請業者が中心となり、分別方法や処理方法等を現場作業員に周知する。
- ④ マニフェストの交付状況報告や多量排出事業者の処理計画の作成・提出など、廃棄物処理法に基づく排出事業者としての義務を果たす。

なお、廃棄物処理業の許可を持たない下請業者に廃棄物を処理させた場合、下請業者が無許可営業となるだけでなく、元請業者も無許可業者へ廃棄物の処理を委託したとして、重大な廃棄物処理法違反となります。

＜建設工事における廃棄物処理形態＞



◆ 元請業者【委託基準違反（無許可業者への委託）】

工事監督者等に対して5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科、さらに法人に対して1,000万円以下の罰金

◆ 下請業者【無許可営業】

行為者に対して5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科、さらに法人に対して3億円以下の罰金

5-1. 廃棄物処理法第21条の3の規定について

第1項（原則）

建設工事に伴い発生する廃棄物については元請業者が排出事業者となり、その処理責任を負う。

- (1) 元請業者が自ら処理するか、
- (2) 元請業者が産業廃棄物処理業者に処理を委託しなければならない。

以下、下請業者を排出事業者とみなす場合（第2項～第4項）

※ 下請業者による不適正な処理を防止するための規定であり、下請業者による廃棄物の処理を推奨するものではないことに留意してください。

また、いずれの場合においても元請業者も排出事業者責任を負うことになります。

第2項

下請業者による建設工事現場内での廃棄物の保管

当該下請業者は、（特別管理）産業廃棄物保管基準が適用される。

第3項

下請業者による一定の廃棄物の運搬

環境省令で定める廃棄物（下記参照）の運搬に限り、廃棄物処理業の許可が不要である。

ただし、建設工事に関する書面による請負契約でその旨を定める必要があり、処理基準を遵守しなければならない。

第4項

下請業者が行う委託（再委託となる場合を除く。）

当該下請業者は、（特別管理）一般廃棄物及び（特別管理）産業廃棄物の委託基準並びにマニフェストに係る基準が適用される。

【廃棄物処理法第21条の3第3項の環境省令で定める廃棄物について】（※）

次の(1)及び(2)の両方に該当すると認められる廃棄物である。

(1) 次のいずれかに該当する建設工事に伴い生ずる廃棄物（特別管理廃棄物を除く）であるもの

- ① 建設工事（建築物等の全部又は一部を解体する工事及び建築物等に係る新築又は増築の工事を除く。⇒維持修繕工事等が該当）であって、その請負代金の額が500万円以下であるもの。
- ② 引渡しされた建築物等の瑕疵の修補に関する工事であって、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額が500万円以下であるもの

(2) 次のように運搬される廃棄物であるもの

- ① 1回当たりに運搬される量が1m³以下であることが明らかとなるよう区分して運搬されるもの
- ② 当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する施設（積替え又は保管の場所を含み、元請業者が所有権又は当該施設の使用権原を有するものに限る。）に運搬されるもの
- ③ 当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないもの

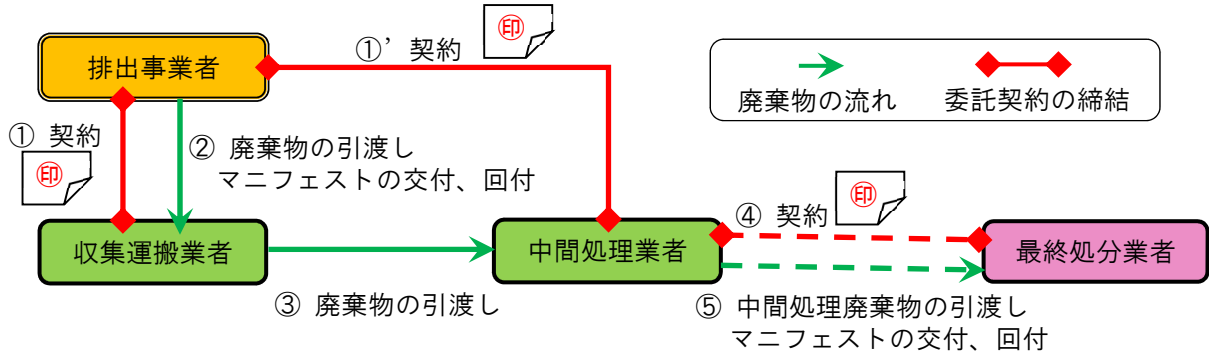
(※) 下請業者が廃棄物処理法第21条の3第3項に基づく廃棄物の運搬を行う場合は、車両等に同項に規定する運搬であることを証する書面（P27～28参照）と請負契約の基本契約書（又は注文請書等）の写しを備え付けなければなりません。

6. 産業廃棄物処理の委託と廃棄物処理法上の基準

6-1. 産業廃棄物処理の委託

産業廃棄物の処理を委託する場合は、廃棄物処理法で規定する下記の委託基準に従ってください。

＜産業廃棄物処理委託の概略＞



【産業廃棄物処理の委託基準（令第6条の2、令第6条の3）】

(1) 委託先が産業廃棄物処理業の許可を有し、委託しようとする産業廃棄物の種類がその事業範囲に含まれていること。

☞ 青森県内（青森市内及び八戸市内を除く。）の産業廃棄物処理業者名簿は青森県庁のHPに掲載されています。

青森 処理業者

検索

青森市、八戸市の名簿は各市のHPを御確認ください。

(2) 収集運搬の委託は、排出事業者が収集運搬業の許可を持つ者と、中間処理又は最終処分の委託は排出事業者が処分業の許可を持つ者と、それぞれ2者間で契約すること。

(3) 委託契約は、廃棄物処理法で定める下記の必要事項を記載した書面で行い、委託する処理業者の許可証等の写しを添付すること。（委託契約書は契約終了日から5年間保存が必要）

☞ 廃棄物を引き渡す際は、処理業者の許可が有効であることを再度確認してください。

＜契約書記載事項＞

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 委託する産業廃棄物の種類、数量 ② 委託契約の有効期間 ③ 委託者が受託者に支払う料金（契約金額） ④ 産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項 ・ 通常の保管状況下での腐敗、揮発等の性状の変化 ・ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障 ・ JIS C0950 に規定する含有マークの表示に関する事項 ・ 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨 ・ その他取扱い上の注意等 ⑤ 受託者である産業廃棄物処理業者の事業の範囲 ⑥ 委託契約有効期間中④の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 受託業務終了時の委託者への報告に関する事項 ⑧ 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項 ⑨ 産業廃棄物の運搬の委託に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬の最終目的地の所在地 ・ 積替え又は保管を行うときは、その場所、保管できる産業廃棄物の種類、保管上限 ・ 安定型産業廃棄物の積替え又は保管を行うときは、他の廃棄物との混合及び手選別の許否 ⑩ 産業廃棄物の処分又は再生の委託に関する事項（中間処理産業廃棄物が発生する場合は、最終処分についても同様に記載すること） <ul style="list-style-type: none"> ・ 処分場所の所在地 ・ 処分の方法 ・ 処分に係る処理能力 |
|---|---|

◆【委託基準違反】

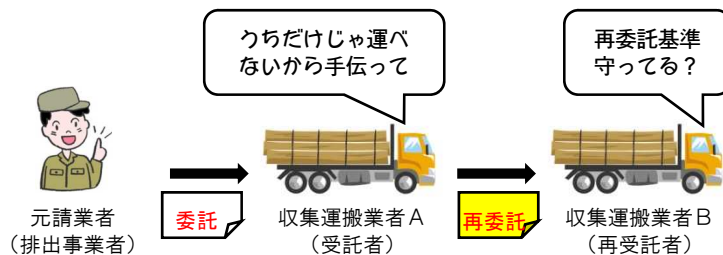
違反者に対して3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科、さらに法人に対しても300万円以下の罰金

6-2. 再委託の原則禁止

元請業者から廃棄物の処理を委託された処理業者（処理業の許可を有する下請業者を含む。）が、さらに他の処理業者に廃棄物の収集運搬等を委託する行為は「再委託」に該当し、原則禁止となっています。

処理業者の都合によりやむを得ず再委託する場合は、再委託基準を遵守してください。

なお、再委託された処理業者がさらに他の処理業者に委託する「再々委託」は例外なく禁止されています。



【再委託基準（令第6条の12、令第6条の15）】

- (1) 廃棄物処理業者が受託した廃棄物の処理を再委託しようとする場合には、再委託先の許可証により、氏名又は名称等及び当該再委託の内容が事業の範囲に含まれていることを確認し、書面によりあらかじめ排出事業者から承諾を受けること。（承諾書は5年間保管）

<再委託承諾書の記載事項>

- ① 委託した産業廃棄物の種類及び数量（石綿含有産業廃棄物を含む場合はその旨）
- ② 受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号
- ③ 承諾の年月日
- ④ 再受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号

- (2) 再受託者に産業廃棄物を引き渡す際には、排出事業者との委託契約書に記載されている<契約書記載事項>（P6 参照）中①、⑨の運搬の最終目的地の所在地及び⑩に掲げる事項を記載した文書を、再受託者に交付すること。
- (3) 廃棄物処理法により定められている委託基準に従うこと。（P6 参照）

◆【再委託基準違反】（廃棄物処理法第14条第16項、第14条の4第16項）

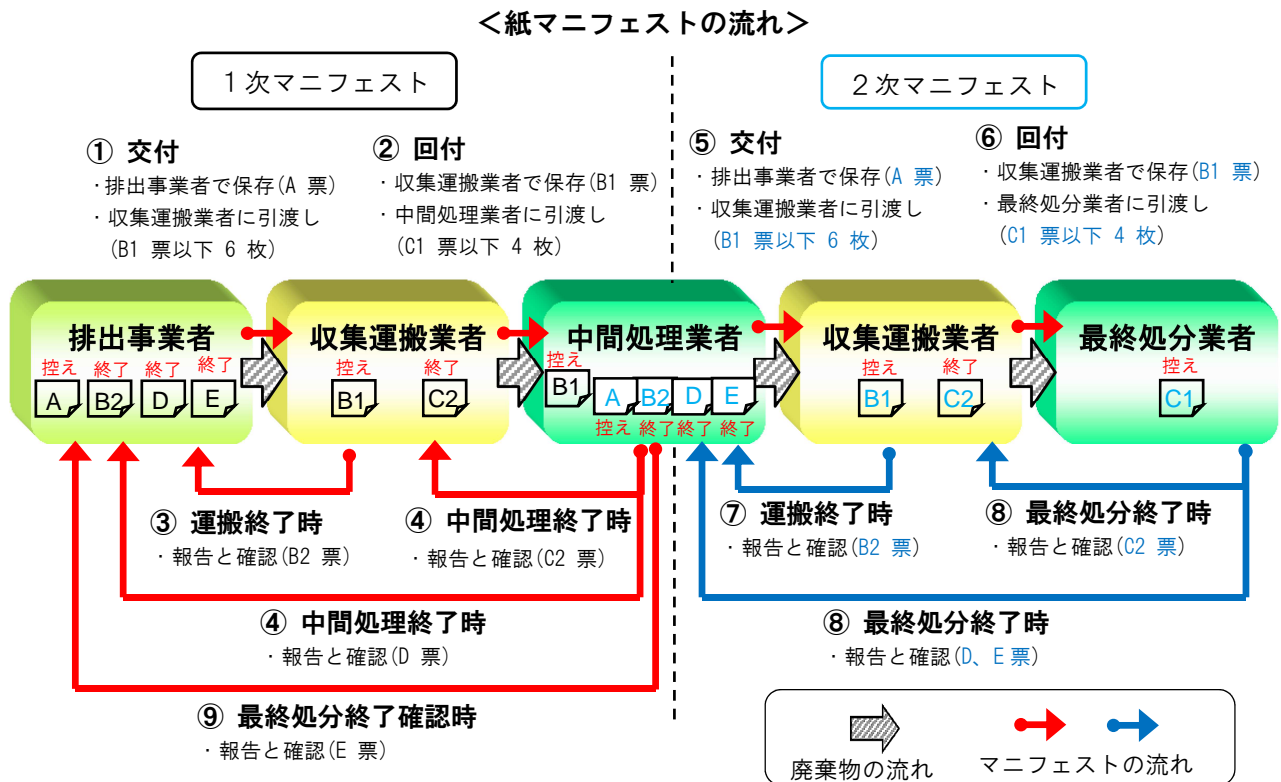
違反者に対して3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科、さらに法人に対しても300万円以下の罰金

6-3. マニフェスト制度

排出事業者が産業廃棄物の収集運搬・処分を委託する際に、処理の流れを自ら把握して不法投棄の防止など、適正な処理を確保することを目的とした制度です。

➤ 紙マニフェスト

紙マニフェストは、A、B1、B2、C1、C2、D、E票の7枚綴りとなっており、産業廃棄物の引渡しと同時に排出事業者が交付しなければなりません。



【マニフェストに関する廃棄物処理法上の遵守事項（法第12条の3）】

- 廃棄物処理業者への産業廃棄物の引渡しと同時に必要事項を記載したマニフェストを交付すること。
 - ①で交付したマニフェスト（A票）を、交付した日から5年間保存すること。
 - 廃棄物処理業者から返却されたマニフェスト（B2、D、E票）を照合・確認し、日付等を記入した上で、返却された日から5年間保存すること。
 - マニフェスト交付者は、前年度のマニフェスト交付状況等を青森県知事（又は青森市長、八戸市長）へ報告すること。（※）（報告期限は毎年度の6月30日）
 - マニフェストに虚偽記載がある場合、又は右表に示す期限内に返却されない場合、30日以内に青森県知事（又は青森市長、八戸市長）へ報告すること。
- （※）電子マニフェストを使用している場合は、報告不要。

種類	処理業者からの返却期限
B2票	交付日から90日
D票	(特別管理産業廃棄物の場合は60日)
E票	交付日から180日

◆ 排出事業者及び廃棄物処理業者【マニフェスト関連の義務違反】

違反者に対して6か月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金、さらに法人に対しても50万円以下の罰金

➤ 電子マニフェスト

電子マニフェスト

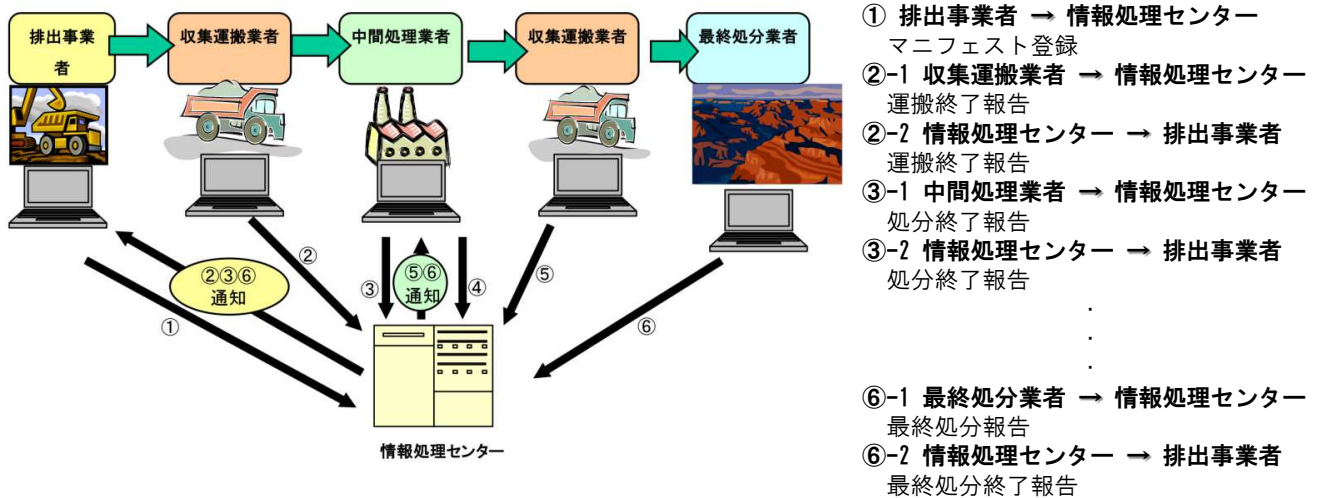
検索

【メリット】

紙マニフェストと比較して事務処理が効率化されるだけでなく、（公財）日本産業廃棄物情報処理振興センター（以下、「情報処理センター」という。）がマニフェストの管理・保存を行うため、マニフェスト紛失等の心配がなく、また、法令に規定する項目の入力漏れなどを防止することができます。

また電子マニフェスト利用分の産業廃棄物管理票交付等状況報告については、情報処理センターが都道府県に報告するため、排出事業者が行う必要はありません。

＜電子マニフェストの流れ＞

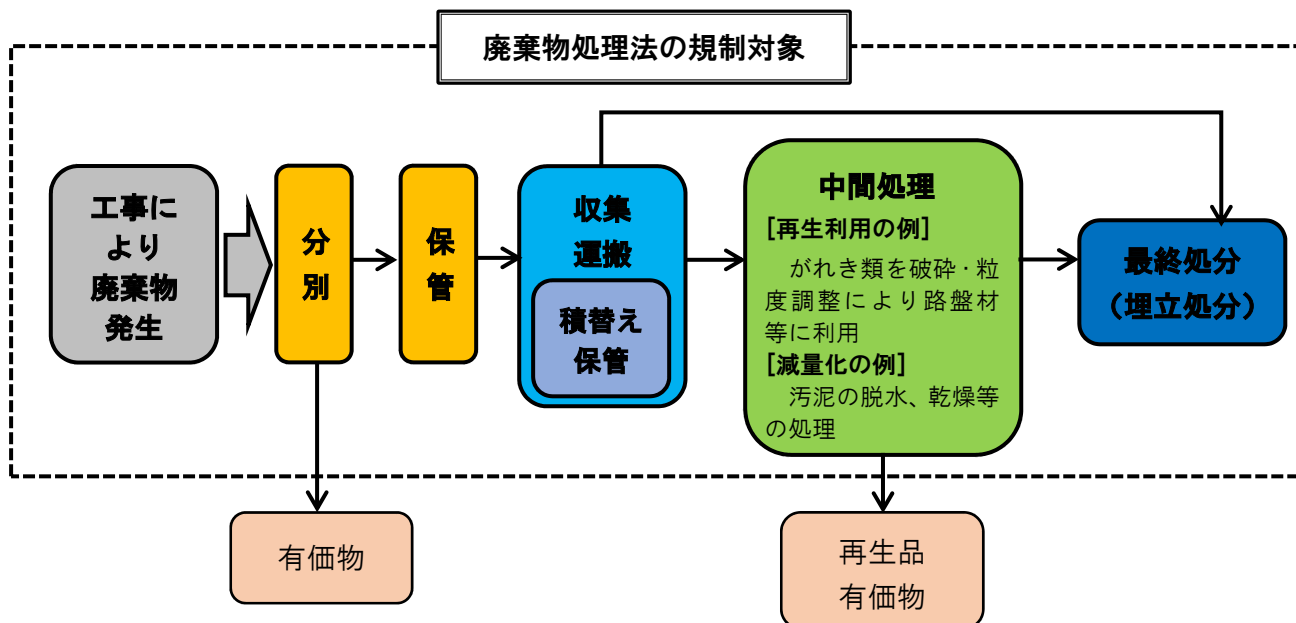


➤ 紙マニフェストと電子マニフェストの比較

	項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
排出事業者	マニフェストの 交付・登録	廃棄物を収集運搬業者、又は処分業者に 引き渡した日から3日以内にマニフェ スト情報を情報処理センターに登録	廃棄物を収集運搬業者、又は処分業者に引 渡しと同時にマニフェストを交付
	処理終了確認	情報処理センターからの運搬終了報告、 処分終了報告、最終処分終了報告の通知 (電子メール等)により確認	①運搬終了報告：B2票とA票を照合確認 ②処分終了報告：D票とA票を照合確認 ③最終処分終了報告：E票とA票を照合確認
	マニフェストの 保存	マニフェストの 保存不要 (情報処理セン ターが保存、5年分は常時確認可能)	①交付したマニフェストA票を5年間保存 ②収集運搬業者及び処分業者より送付された B2票、D票、E票を5年間保存
	産業廃棄物管理票 交付等状況報告書	情報処理センターが都道府県・政令市に報 告するため、 報告不要	都道府県・政令市に自ら報告
収集運搬業者	運搬終了報告	運搬終了日から3日以内に、必要事項を 入力して情報処理センターに報告	運搬終了日から10日以内に必要事項を記 載したB2票を排出事業者に送付
	マニフェストの 保存	マニフェストの 保存不要 (情報処理セン ターが保存、5年分は常時確認可能)	処分業者より送付されたC2票を5年間保 存
処分業者	処分終了報告	処分終了日から3日以内に、必要事項を 入力して情報処理センターに報告	処分終了日から10日以内に、必要事項を記 載したC2票を収集運搬業者、D票・E票を 排出事業者に送付
	マニフェストの 保存	マニフェストの 保存不要 (情報処理セン ターが保存、5年分は常時確認可能)	C1票を5年間保存

7. 建設系廃棄物の処理と廃棄物処理法上の基準等

建設・解体工事によって廃棄物が発生した段階から廃棄物処理法による規制の対象となります。廃棄物が最終処分又は有価物として再生されるまでの間、保管基準、処理基準等が定められていますので、現場での作業においてこれらの基準に留意して廃棄物を取り扱わなければなりません。



7-1. 分別

排出事業者は、建設系廃棄物の適正処理を図るために作業所（現場）において、再生利用するもの、中間処理施設に搬入するもの、最終処分場に搬入するもの等それぞれの処理・再生利用に応じた分別を行わなければなりません。

【分別時の留意点】

(1) 再生可能品目の分別

金属くず、木くず、ダンボール、アスファルト・コンクリート破片、コンクリート破片、ロックウール化粧吸音材、ロックウール吸音・断熱・保温材、ALC板、石膏ボード等の再生可能品目は再資源化を促進するために現場での分別を徹底すること。

(2) 一般廃棄物の分別

現場作業員の生活系廃棄物（生ゴミ、雑誌等）は、工事から排出される廃棄物と分別すること。

(3) 安定型産業廃棄物とそれ以外の廃棄物の分別

環境汚染が生じるのを防ぐため、安定型産業廃棄物にそれ以外の廃棄物が付着しないように分別すること。

(4) 中間処理に適合した品目の分別

焼却・破碎等の中間処理を行う場合、それぞれの許可に適合した品目に分別すること。

(5) その他の分別

ボンベ等の危険物や有機溶剤等の危険物は他の廃棄物と区分し、取扱いに注意すること。

7-2. 保 管

建設系廃棄物を作業所（現場）内で保管する場合は廃棄物処理法で定める保管基準に従うとともに、分別した廃棄物の種類ごとに保管してください。

【産業廃棄物の保管基準（規則第8条、規則第8条の13）】

(1) 周囲に囲いを設置

(2) 保管場所である旨の掲示板設置

（寸法は60cm×60cm以上）

- ・（積替え）保管の場所である旨
- ・産業廃棄物の種類
（石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を記載）
- ・管理者の名称、連絡先
- ・最大積み上げ高さ（屋外で容器を用いない場合）
- ・最大保管量（事業場内における運搬されるまでの産業廃棄物の保管の場合は不要）
を記載したもの

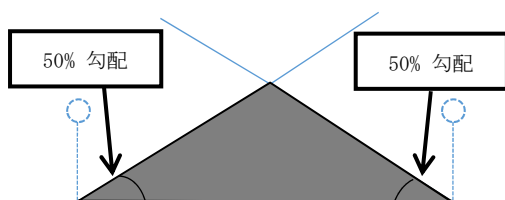
(3) 飛散、流出、地下浸透、悪臭発生防止の措置

（例）底面を不透水性材料で覆う、必要な排水設備を設ける等

(4) 保管の高さ制限（屋外で容器に入れずに保管する場合）

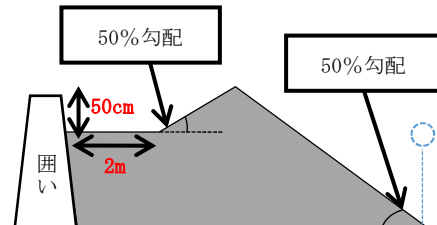
① 廃棄物が囲いに接しない場合

- ・ 囲いの下端から勾配50%（約26.5度）以下



② 廃棄物が囲いに接する場合

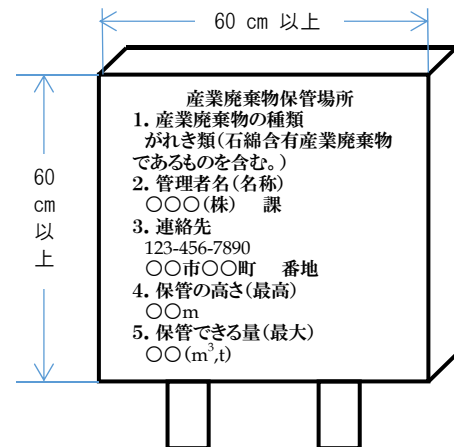
- ・ 囲いの内側2mは、囲いの高さより50cm以下
- ・ 囲いの内側2m以上からは、2m線から勾配50%以下



(5) ねずみ及び蚊・はえ等の害虫の発生防止

(6) 特別管理産業廃棄物や石綿を含む産業廃棄物が他のものと混合しないような措置

<掲示板表示例>



➤ 産業廃棄物の事業場外保管に関する届出義務

排出事業者は、事業場外で産業廃棄物を保管する際、下記の要件に該当する場合は、事前に都道府県等に届出をしなければなりません。

- ① 建設工事に伴い生ずる（特別管理）産業廃棄物
- ② 保管場所の面積が 300 m²以上

◆【事業場外届出義務違反】

違反者に対して6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金、さらに法人に対しても50万円以下の罰金

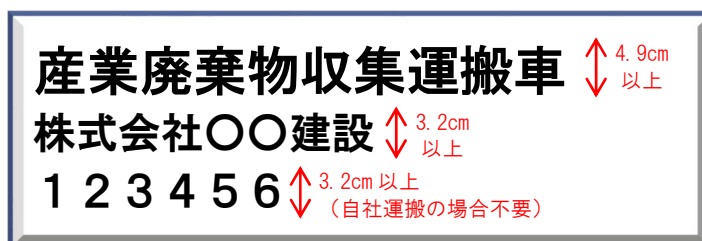
7-3. 収集運搬

- ◆ 排出事業者（元請業者）が自ら運搬する場合においても、廃棄物処理法に定める下記の処理基準を遵守しなければなりません。
- ◆ 下請業者は原則として産業廃棄物収集運搬業の許可を有し、元請業者と委託契約した場合のみ産業廃棄物を収集又は運搬することができます。 廃棄物処理法第21条の3第3項の規定により、許可なく産業廃棄物を運搬できる場合においても同様に廃棄物処理法の処理基準を遵守しなければなりません。

【収集運搬の基準（令第6条第1項第1号）】

- (1) 廃棄物の飛散、流出の防止
- (2) 悪臭、騒音又は振動による生活環境保全上の支障の発生防止
- (3) 運搬車、運搬容器等は飛散、流出及び悪臭が生じないものを使用
 - ☞ 特に建設汚泥の運搬には、蓋付箱型ダンプトラック等その性状に応じた車両を使用すること。
- (4) 運搬車両の左右両面に運搬車である旨を表示
 - ・ 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
 - ・ 事業者の氏名又は名称
 - ・ 統一許可番号下6桁（自社運搬の場合不要）
- (5) 環境省令で定める書面を携帯
 - ・ 氏名又は名称及び住所
 - ・ 運搬する産業廃棄物の種類及び量
 - ・ 産業廃棄物の積載日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
 - ・ 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

＜産業廃棄物収集運搬車の表示例＞



➤ 積替え保管

積替え保管できるのは、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた産業廃棄物のうち、積替え保管の許可を受けたものに限られます。

産業廃棄物の収集運搬に伴う積替え保管に当たっては、P11の保管に関する規定のほか、下記により行ってください。

【積替え保管時の留意点】

- (1) あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること
 - ☞ 「とりあえず保管」するのはダメ。廃棄物処理施設への運搬を前提として保管を行うこと。
- (2) 搬入された産業廃棄物の性状が変化する前に搬出
- (3) 積替えのための保管場所である旨の掲示板を設置
- (4) P11の「事業場外保管」に該当する場合は、都道府県等に届出
- (5) 「廃石綿等」は原則積替え保管を行わずに直送
 - ☞ 飛散する可能性を最小限にするため。

【産業廃棄物の保管量の上限（令第6条第1項）】

(1) 産業廃棄物の積替え保管は平均搬出量の7日分以内

(2) 産業廃棄物の処分に係る保管は処理能力の14日分以内[※]

※ 建設系廃棄物（木くず、コンクリート、アスファルトであって分別されたものに限る。）の再生処理施設においては、処理能力の28日分（アスファルトは70日分）

7-4. 処 分

➤ 中間処理・最終処分

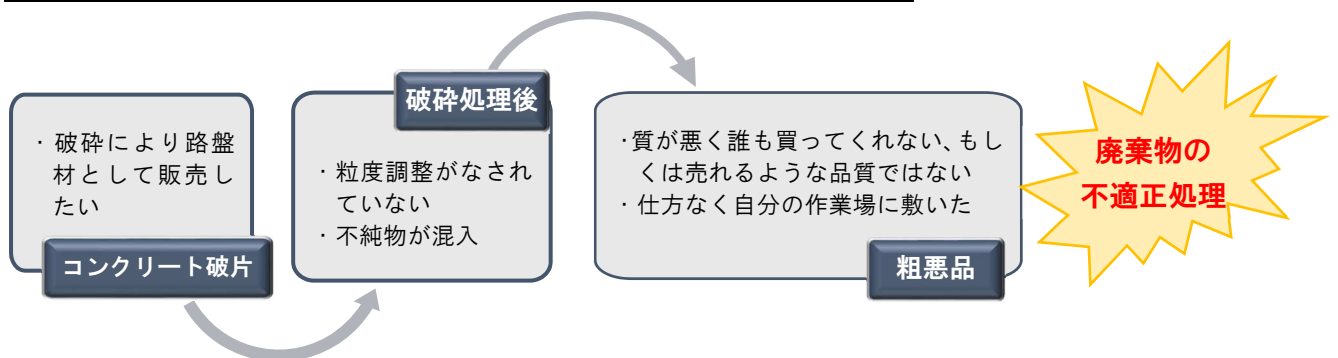
元請業者が産業廃棄物を自ら処分する際には、産業廃棄物処分業の許可は不要ですが、廃棄物処理施設の許可が必要な場合があります。

また、処分する際には廃棄物の飛散、流出、地下浸透や悪臭、騒音の防止など、廃棄物処理法に規定される処理基準の他にも、ダイオキシン類規制など、さまざまな法規制をクリアしなければなりません。そのため、廃棄物処理を専門としない事業者が処分することは、規模的にもコスト的にも困難である場合が多いので、その場合は無理に自ら処分しようとせず、廃棄物処理業者への委託により適正に処理してください。

➤ 再生利用

建設系廃棄物には、金属くず、木くず、コンクリートくずなど中間処理することで再生資源として有効利用できるものがたくさんあります。ただし、中間処理後であっても、廃棄物に該当するものは廃棄物処理法に従い適正に処理しなければなりません。

例えば、解体等で発生したコンクリート破片などの廃棄物を、排出事業者が破碎処理後に路盤材として自ら使用する行為（いわゆる「自ら利用」）についても、他人に売却できないような品質のものを自ら利用することは、廃棄物の不適正処分に該当します。



7-5. その他の基準、留意点等

➤ 特別管理産業廃棄物の処理

特別管理産業廃棄物は人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため、通常の産業廃棄物の保管基準等のほか、下記事項について遵守し、注意して取り扱わなければなりません。

【特別管理産業廃棄物の処理基準（令第6条の5）】

- (1) 人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- (2) 他の物と混合しないよう仕切を設けるなど区分すること。
- (3) その廃棄物の性状に応じて、密封、揮発防止、高温防止、腐食・腐敗防止など必要な措置を講ずること。
- (4) 収集運搬の際には、特別管理産業廃棄物の種類、取扱いに関する注意事項を記載した文書を携帯すること。（運搬容器に表示されている場合を除く。）
- (5) 感染性廃棄物又は廃 PCB 等、PCB 汚染物若しくは PCB 処理物の場合は、必ず運搬容器（密閉できること、収納しやすいこと、損傷しにくいこと）に収納すること。

➤ 改善命令

前述の（特別管理）産業廃棄物の保管基準又は処理基準に違反した場合、行政処分である改善命令の対象となる場合があります。改善命令がなされた場合は、都道府県知事等が定める期限内に各種基準に適合するように、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更など、必要な措置を講じなければなりません。

◆【事業場外届出義務違反】

違反者に対して6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金、さらに法人に対しても50万円以下の罰金

➤ 不法投棄、野焼き（不法焼却）の禁止

【不法投棄】

建設工事等によって生じた木くずやがれき類等の廃棄物を、現場作業場等に投棄又は埋め立てる行為は廃棄物の「不法投棄」に該当し、例外なく禁止されています。

建築物の解体工事における土台等の地下工作物を撤去せずに、正当な理由なく埋め立てる行為や廃棄物混じりの土砂をそのまま再使用する行為も不法投棄に該当することに注意してください。

【野焼き（不法焼却）】

焼却設備を用いず廃棄物を焼却する行為等は「野焼き」に該当し、ダイオキシン類等により周辺環境に著しく悪影響を及ぼすおそれがあるため、農業、林業等を営むためのやむを得ない場合や、風俗慣習上の行事として行われる場合等の例外を除き、原則として禁止されています。

◆【不法投棄、野焼き（不法焼却）】

行為者に対して5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科、さらに法人に対しても3億円以下の罰金

7-6. 廃棄物処理法の違反事例（出典：一般社団法人住宅生産団体連合会）

実際の違反事例を紹介します。次のような状態は廃棄物の不適正保管又は不適正処理となりますので、今一度事業所を確認してください。



<保管基準違反①>

囲いから廃棄物のはみ出し、50%を超える急勾配で積み上げられているため、崩落のおそれがあります。

安全な角度で保管し、最大高さ等を記載した記載した掲示板を設置しましょう。（P11 参照）



<保管基準違反②>

このように無造作に置かれている場合も、適正な保管とはいえません。

木くずの場合は腐敗等により悪臭や害虫の発生源になり、汚水が地下浸透するおそれがあるため、不透水性シートで覆うなどして雨風にさらされないようにしましょう。（P11 参照）



<処理（収集運搬）基準違反>

廃棄物を収集又は運搬する場合は、自社運搬であっても、車体の左右両面に必要事項を記載した表示をしなければなりません。（P12 参照）

8. 排出事業者の義務

排出事業者は廃棄物の処理責任者として、廃棄物が適正に処理されるまで保管基準等を遵守しなければならないほか、次のような義務があります。

8-1. マニフェスト交付状況等報告義務

マニフェスト交付者は、前年度1年間に交付したマニフェストの交付状況等必要事項を法定様式（※）に記入し、毎年6月30日までに都道府県知事（廃棄物の発生場所が青森市内の場合は青森市長、八戸市内の場合は八戸市長）に報告しなければなりません。

（※）様式は県 HP（青森市内の事業者は青森市 HP、八戸市内の事業者は八戸市 HP）に掲載しています。

8-2. 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画等作成義務

多量の産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、事業場ごとに処理計画の作成・提出等が義務付けられています。

作業現場において「どの産業廃棄物が「どれくらい発生するのかを把握するようにしましよ

う。
県 HP（青森市内の事業者は青森市 HP、八戸市内の事業者は八戸市 HP）で当該計画及び実施状況を公表しています。

項 目	内 容
①対象事業者	前年度の産業廃棄物発生量（※）が1,000 t以上の事業所（特別管理産業廃棄物は50 t以上）を設置する事業者
②計画の内容 （法定様式）	事業概要、計画期間、産業廃棄物処理の管理体制、排出抑制、分別、再生利用、処理委託等
③処理計画の提出	当該年度の6月30日までに県（青森市内、八戸市内の事業者は各市）へ提出
④計画の実施状況の提出	③の処理計画を提出した翌年度の6月30日までに県（青森市内、八戸市内の事業者は各市）へ報告

（※）再生処理等により自ら利用する場合や有価で売却した分においても、その処理の前の時点での発生量により判断することに注意してください。

◆【多量排出事業者関連義務違反】

違反者に対して20万円以下の過料

9. 石綿（アスベスト）に関する規制等

石綿を含む産業廃棄物には、特別管理産業廃棄物である「廃石綿等」と産業廃棄物である「石綿含有産業廃棄物」があります。

・ 廃石綿等	・・・ 規則第1条の2第7項に掲げる廃石綿及び石綿が飛散するおそれがあるもの。いわゆる飛散性アスベスト。
・ 石綿含有産業廃棄物	・・・ 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（廃石綿等を除く）。 いわゆる非飛散性アスベスト。 マニフェスト等には「がれき類（石綿含有産業廃棄物）」のように記載してください。

これら进行处理するに当たっては、廃棄物処理法において通常の産業廃棄物より厳しい保管基準、処理基準が規定されています。（「石綿含有産業廃棄物等処理マニュアル（第2版）（平成23年3月 環境省）」参照）

その他、石綿を含む産業廃棄物の解体・除去の際には、「石綿障害予防規則」「労働安全衛生規則」「労働安全衛生法」「じん肺法」「大気汚染防止法」による規制や届出の対象となる場合があります。

＜石綿を含む産業廃棄物を適正処理するための注意点＞

項目	廃石綿等	石綿含有産業廃棄物
廃棄物処理法上の分類	特別管理産業廃棄物	産業廃棄物
保管・排出等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃石綿である旨の掲示板を設置 ・ 梱包する前に水、薬剤等による湿潤安定化又は固化 ・ 二重梱包する等飛散防止措置をとること ・ 梱包容器には、廃石綿である旨、取扱上の注意事項及びその他必要事項を記入すること ・ 梱包容器内の空気をよく抜く ・ 他の廃棄物と区分すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石綿含有産業廃棄物である旨の掲示板を設置 ・ 二重梱包する等飛散防止措置をとること（梱包袋を「廃石綿等」のものと区別する） ・ 廃石綿等に準じ、梱包容器に石綿含有産業廃棄物である旨の表示をすることが望ましい ・ 他の廃棄物と区分すること ・ 破碎・切断をしないよう整然と保管
委託	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別管理産業廃棄物処理業許可業者に委託 ・ 委託契約書に「廃石綿等」である旨を明記 ・ マニフェストは他の廃棄物と別交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物処理業許可業者に委託 ・ 委託契約書に「石綿含有産業廃棄物」である旨を明記 ・ マニフェストは他の廃棄物と別交付
収集運搬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱注意事項を携帯 ・ 荷台での店頭、移動防止のためのクッション材等の措置 ・ 運搬車両にシート掛け ・ 原則積替え保管は行わず、処理施設に直送 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬車への積み込み時の必要最小限の切断等を行う場合には、①排出場所で行う、②湿潤化して行う、③関係法令の規定を遵守 ・ 他の廃棄物と混合しないよう措置 ・ 荷台での転倒、移動防止措置
中間処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熔融処理 ・ 無害化処理 ・ やむを得ずプラスチック袋等を開封する場合は、飛散防止措置を講じるとともに開封後速やかに処理すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熔融処理 ・ 無害化処理
最終処分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の場所で埋立 ・ 埋立場所・量等の記録、永久保存 ・ 管理型又は遮断型最終処分場 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の場所で埋立 ・ 転圧する場合は覆土後に行う ・ 1日の作業終了後、埋立面の上面に覆土 ・ 安定型、管理型又は遮断型最終処分場

アスベストに関する制度や相談窓口等については、青森県のアスベスト対策のホームページをご覧ください。

青森県庁 HP

アスベスト

検索

10. 建設リサイクル法

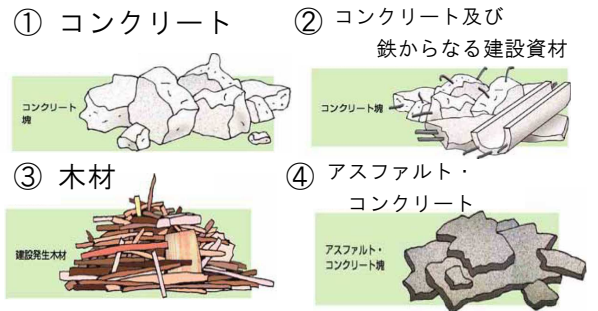
対象建設工事により廃棄物となった特定建設資材を一定の技術基準に従って工事現場で分別し、リサイクル等することが義務付けられています。

なお、これらの特定建設資材をリサイクル等する場合においても、廃棄物処理法の保管基準、処理基準、委託基準等に従わなければなりません。

<対象建設工事>

工事内容	規模
建築物の解体工事	床面積の合計が 80 ㎡以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計が 500 ㎡以上
建築物のリフォーム工事等	請負代金が 1 億円以上
その他の工作物の新築・増築工事、土木工事等	請負代金が 500 万円以上

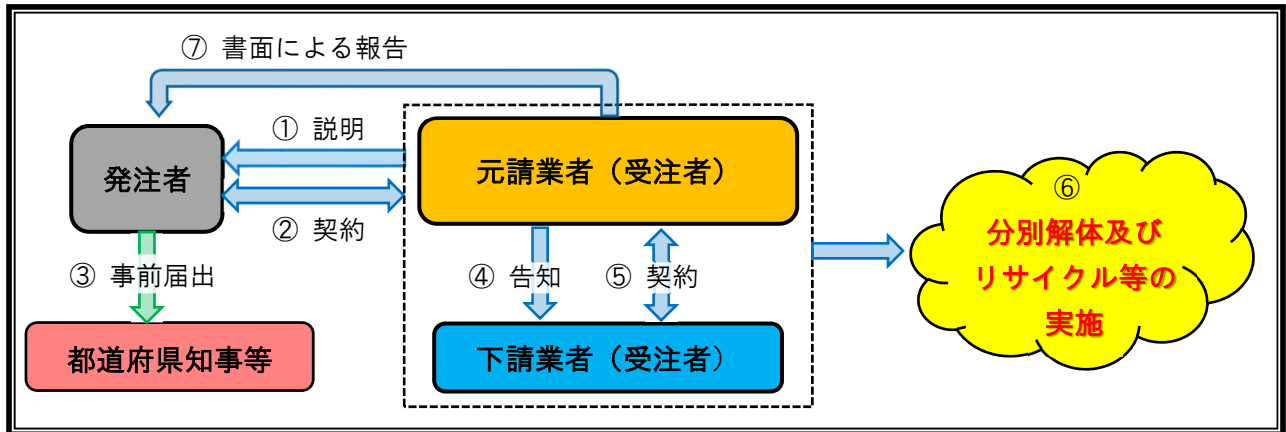
<特定建設資材>



10-1. 建設リサイクル法対象工事における手続

廃棄物処理法と同様に、建設リサイクル法においても元請業者の責任は大きく、下記のフロー図のとおり、工事発注者への説明や完了報告、下請業者への告知など、中心的な役割を果たさなければなりません。

<建設リサイクル法の手続フロー>



- ① 説明 …… 元請業者は発注者に対し、分別解体等の計画等について書面を交付して説明する。
- ② 契約 …… 発注者は元請業者と書面により契約する。この際分別解体等の方法を明記する。
- ③ 事前届出 …… 発注者は工事着手の7日前までに、分別解体等の計画等について届出をする。
- ④ 告知 …… 元請業者は下請業者に対し、発注者が都道府県に届出した事項を告知する。
- ⑤ 契約 …… 元請業者は下請業者と書面により契約する。この際分別解体等の方法を明記する。
- ⑥ 分別解体及びリサイクル等の実施
 …… 分別解体を実施する際には、
 ◆ 解体工事の現場ごとに、公衆に見えやすい場所に標識を掲示する。
 ◆ 解体工事の技術上の管理をつかさどる技術管理者を選任し、施工管理する。
 また、リサイクル等を実施する。
- ⑦ 報告 …… 元請業者はリサイクル等が完了したときは、発注者に対し書面でその旨を報告するとともに、リサイクル等の実施状況に関する記録を作成し、保存する。

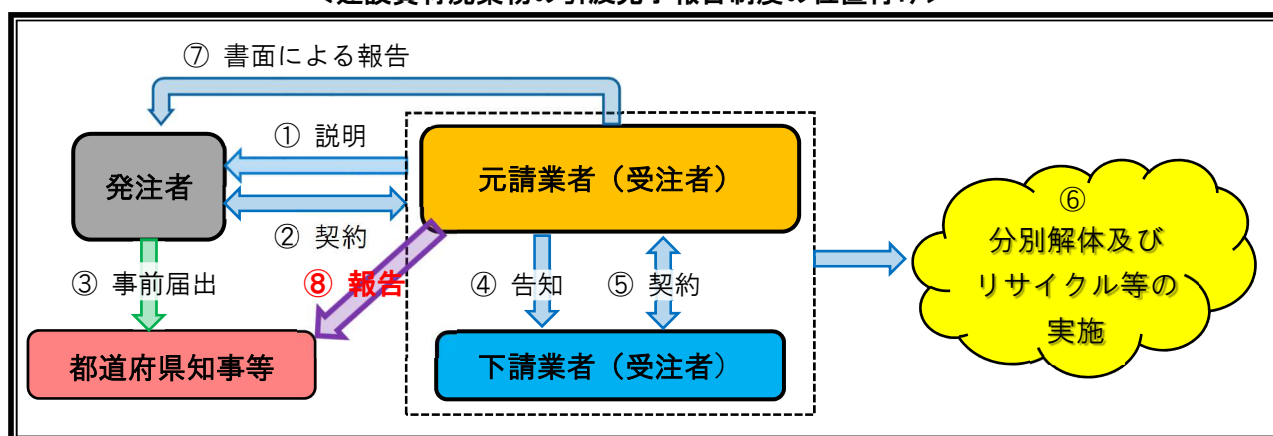
1 1 . 建設資材廃棄物の引渡完了報告制度

建設リサイクル法では、対象建設工事の発注者に対し、工事着手前の特定行政庁への分別解体の計画などの届出を義務付けるとともに、元請業者に対しては、工事により排出された特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了後、発注者へ報告することを義務付けています。

しかし、建設リサイクル法では、対象建設工事終了後に、工事により発生した廃棄物の処理状況を行政に報告する仕組みがなく、実際、自社所有地等で廃棄物処理法上の処理基準等を満たさずに廃棄物を野積みしていたり、不法投棄が行われたりしている例が散見されています。

そこで、建設工事に係る排出事業者である元請業者等が建設資材廃棄物を（特別管理）産業廃棄物処分業者に引き渡したことを報告していただき、建設資材廃棄物が適正に処理されたことを行政が確認することにより、廃棄物の不適正処理の未然防止、早期発見を図ることを目的とするものです。

＜建設資材廃棄物の引渡完了報告制度の位置付け＞



1 1 - 1 . 報告の概要

対象建設工事の元請業者又は自主施工者は、当該工事において発生した建設資材廃棄物（建設資材が廃棄物となったもの）について、（特別管理）産業廃棄物処分業者への引渡しを完了した日から20日以内に、県（青森市内で施工された工事に係るものは青森市、八戸市内で施工された工事に係るものは八戸市）に報告する必要があります。（平成29年4月1日以降）

なお、正当な理由がなく、報告書が提出されない場合、催告や廃棄物処理法に基づく報告の徴収の対象となることがあります。

区 分	内 容	
報告対象工事	建設リサイクル法に規定する次の対象建設工事（公共工事を除く。）	
	工事内容	規模
	建築物の解体工事	床面積の合計が 80 m²以上
	建築物の新築・増築工事	床面積の合計が 500 m²以上
	建築物のリフォーム工事等 その他の工作物の新築・増築工事、土木工事等	請負代金が 1 億円以上 500 万円以上
報告書の提出先	工事現場の所在地を管轄する 地域県民局環境管理部 (青森市又は八戸市の区域内で施工される工事に係るものはそれぞれの市)	
添付書類	運搬終了（処分業者への引渡し）に係るマニフェスト（B2票）の写し又はこれに相当する電子マニフェストの通知等を印刷した書面。 ただし、元請業者又は自主施工者が自ら廃棄物を運搬したときは、廃棄物処理法の規定により運搬時に備え付けることとされている書面の写しを添付すること。	

11-2. 報告書の記載例

別記様式（第3関係）

（表 面）

建設資材廃棄物引渡完了報告書

平成××年××月××日

青森県知事 殿

報告者 元請業者 自主施工者

住 所 ○○市△△1丁目2-3

氏 名 △△建設株式会社

代表取締役 △△ ×◇

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0123-45-6789

印

青森県建設資材廃棄物の引渡完了報告に関する要綱第3の規定に基づき、次のとおり報告します。

対象建設工事の概要	名 称	■◆様邸解体工事	
	場 所	★★郡○○町大字△△字◇◇1番	
種類及び規模	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事	工事対象床面積の合計 85.74 m ²	
	<input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの <input type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等	請負代金 円	
建設リサイクル法の規定による届出の概要	届出(受理)年月日及び受理番号	平成××年 ▽▽月 ◇◇日	第***号
	提 出 先	県 <input type="checkbox"/> 東青 <input checked="" type="checkbox"/> 中南 <input type="checkbox"/> 三八 (地域整備部) <input type="checkbox"/> 西北 <input type="checkbox"/> 上北 <input type="checkbox"/> 下北	<input type="checkbox"/> 弘前市
建設資材廃棄物の引渡し(搬入)を完了した年月日		平成××年 ●●月 ■■日	
添 付 書 類	<input checked="" type="checkbox"/> ①マニフェスト(B2票)を複写した書面 <input type="checkbox"/> ②電子マニフェストによる運搬終了に係る通知を印刷した書面 <input checked="" type="checkbox"/> ③運搬の際に運搬車に備え付けた書面の写し(自己運搬の場合)		
引渡し搬入をした建設資材廃棄物の種類	がれき類	運搬を行った者の氏名又は名称	●×運輸株式会社 [許可番号 00200123456]
		処分業者	株式会社▲★興業 [許可番号 00220234567]
	引渡し(搬入)をした量	4 (t・m ³)	
	木くず	運搬を行った者の氏名又は名称	自己運搬 [許可番号 -]
処分業者		氏名又は名称	有限会社◎☆産業 [許可番号 00220234567]
引渡し(搬入)をした量		2.5 (t・m ³)	

- 注1 □欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。
 2 添付書類として①又は②の書類を添付した場合は、引渡し(搬入)をした建設資材廃棄物の種類、運搬を行った者の氏名又は名称、処分業者の氏名又は名称及び処分を行う事業場の所在地並びに引渡し(搬入)をした量の記載を省略することができる。
 3 引渡し(搬入)をした量の単位は、t(トン)又はm³(立方メートル)のいずれかに○印を付すこと。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(裏 面)

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	運搬を行った者の氏名又は名称	△▽商事株式会社 [許可番号 00201345678]	
	処分業者	氏名又は名称	自己処分 [許可番号 -]
		処分を行う事業場の所在地	◎◎郡▼▼町字★★7-8
	引渡し(搬入)をした量	0.5 (t)・m ³	
	運搬を行った者の氏名又は名称	[許可番号 -]	

<報告書の記載要領>

項 目	記載要領・注意事項
① 日 付	・報告書の提出日(郵送の場合は発送日)を記入すること。
② 報 告 者	・報告者について、「元請業者」か「自主施工者」を選択(該当するものに✓)し、住所、氏名(報告者が法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名)、電話番号を記入の上押印すること。
③ 対象建設工事の名称	・建設リサイクル法の規定による届出書に記載した工事の名称を記入すること。
④ 対象建設工事の場所	・建設リサイクル法の規定による届出書に記載した工事の場所の所在地を記入すること。
⑤ 対象建設工事の種類	・建設リサイクル法の規定による届出書に係る対象建設工事の種類を選択(該当するものに✓)すること。
⑥ 対象建設工事の規模	・「建築物に係る解体工事」、「建築物に係る新築又は増築の工事」に該当する場合は、工事対象床面積の合計を記入すること。 ・これら以外の工事に該当する場合は、請負代金を記入すること。
⑦ 届出(受理)年月日及び受理番号	・特定行政庁に建設リサイクル法の規定による届出書を受理された年月日及び受理番号(届出の際に特定行政庁から交付される届出済証(シール)に記載された年月日・受理番号)を記入すること。
⑧ 届出書の提出先	・建設リサイクル法の規定による届出書の提出先(地域県民局の地域整備部又は弘前市)を選択(該当するものに✓)すること。
⑨ 建設資材廃棄物の引渡し(搬入)を完了した年月日	・工事により排出された全ての建設資材廃棄物について、(特別管理)産業廃棄物処分業者に引き渡すか、自社の処理施設への搬入が終了した年月日を記入すること。
⑩ 添 付 書 類	・添付書類を選択(該当するものに✓)すること。 ・1件の報告書で、複数の種類の添付書類を添付した場合は、該当するものを全て選択すること。 ・添付書類として紙manifestoを複写したもの又は電子manifestoによる運搬終了に係る通知を出力した書面を添付したものについては、報告書への記載を省略することができる。
⑪ 引渡し(搬入)をした建設資材廃棄物の種類	・建設資材廃棄物(基本的には該当する(特別管理)産業廃棄物)の種類を記入すること。(例:がれき類、木くず、廃プラスチック類、等) ・同種の廃棄物であっても、⑫運搬者・⑬処分業者が異なる場合は、別の欄に記入すること。
⑫ 運搬を行った者の氏名又は名称	・建設資材廃棄物の運搬を行った者の氏名又は名称を記入すること。(業者に委託した場合は業者名と許可番号を記入する。自己運搬の場合は「自己運搬」、許可番号は「-」とすること。)
⑬ 処分業者に係る氏名又は名称、処分を行う事業場の所在地	・建設資材廃棄物の引渡し先((特別管理)産業廃棄物処分業者)の氏名又は名称と、処分を行う事業場の所在地を記入すること。(業者に委託した場合は業者名、許可番号、処分事業場の所在地を記入すること。自己処分の場合は「自己処分」、許可番号は「-」とし、処分を行う事業場の所在地を記入すること。)
⑭ 引渡し(搬入)をした量	・(特別管理)産業廃棄物処分業者に引渡し(自己処分の場合は処分を行う事業場の所在地への搬入)をした建設資材廃棄物の量を記入すること。 ・⑪種類、⑫運搬者、⑬処分業者が同一のものについては、合計量を記入すること。

12. Q&A

12-1. 廃棄物の種類について

Q1 解体予定の建物内に残置された家財道具などの廃棄物はどのように取り扱えばよいですか？

A 元々の占有者が排出者であり、工事施工前に責任を持って処理することが原則です。
一般家庭が排出する場合は、一般廃棄物となり、事業者が排出する場合は当該廃棄物の種類・性状により産業廃棄物又は事業系一般廃棄物となります。

Q2 建設工事に伴い発生する抜根、伐採材について

A 建設業に係る木くずであり、産業廃棄物に該当します。
ただし、公園や街路等の街路樹の剪定によって発生する木くずは事業系一般廃棄物となります。

Q3 火事により廃棄物となったものの取扱いについて

A 当該廃棄物は「事業活動に伴って生じた廃棄物」ではないので一般廃棄物に該当します。
ただし、火事で燃え残った工作物等を建設業者が解体等した場合は、建設業に係るものとして、当該廃棄物の種類・性状により産業廃棄物又は事業系一般廃棄物となります。詳しくは、市町村にお問い合わせください。

Q4 廃石膏ボードの取扱いについて

A 廃石膏ボードについては、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものであっても「がれき類」ではなく「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」として取扱います。
ただし、最終処分場で埋め立てる場合は紙を分離した後の石膏粉であっても安定型最終処分場ではなく、管理型最終処分場で処分しなければなりません。

12-2. 廃棄物の該当性について

Q5 廃棄物か有価物かの判断について

- A 廃棄物であるかどうかの判断は①その物の性状、②排出の状況、③通常取扱形態、④取引価値の有無及び⑤占有者の意思等を総合的に勘案して判断します。
従って、単に有価で売買したからといってその物が有価物であるとは限りません。

Q6 工事現場で発生した残土が土砂であるか廃棄物の汚泥であるかの判断について

- A 含水率が高く粒子が微細な泥状の掘削物は、廃棄物である汚泥として取扱われます。泥状の状態とは、掘削物を標準ダンプトラックに山積みできず、またその上を人が歩けない状態（コーン指数が約 200 kN/m²以下又は一軸圧縮強度が約 50 kN/m²以下）で判断します。
また、廃棄物が混入しているものや生活環境の保全上支障があるものについては、土砂とはいえません。

Q7 建設汚泥をセメント等で固化した、いわゆる改良土を建設資材として利用してよいか。

- A 産業廃棄物である汚泥をセメント等で固化処理したもので他人に有償で売却できる状態のもの等、廃棄物に該当しないものであれば、建設資材として利用できます。

12-3. マニフェストについて

Q8 マニフェストの交付は1発注ごとか、同一日に同一車両で複数回運搬する場合は、1枚の用紙でよいか

- A 現場ごと、車両ごと（搬出ごと）、品目ごと、搬入先ごとに1枚交付します。
従って同一日に複数回運搬する場合は、運搬回数分のマニフェストを交付することになります。
ただし、複数台が同時に同一の場所に運搬する場合には、これらを1回の引渡しとしてマニフェストを交付することが可能です。

Q9 処理を委託する廃棄物がごく少量であってもマニフェストの交付は必要か

- A 廃棄物の処理を委託する際は例外なく必要です。

Q10 廃棄物処理法第21条の3第3項に基づき、下請業者が廃棄物を収集運搬する際、マニフェスト交付者は誰か。

A マニフェストの交付者は排出事業者である元請業者が行います。

ただし、廃棄物処理法第21条の3第4項に基づき下請業者が排出事業者となり委託処理する場合は、下請業者がマニフェストの交付をしなければなりません。

12-4. 多量排出事業者について

Q11 多量排出業者に該当するかどうかは、対象年度1年間に交付したマニフェストに記載した量を合算したもので判断すればよいのか。

A 多量排出業者に該当するのは、前年度の産業廃棄物の「発生量」が1,000t以上の事業場を設置している事業者となります。（特別管理産業廃棄物では50t以上。）

なお、「発生量」とは委託量や自社処理量等の全てを含むことに留意して下さい。

12-5. 建設リサイクル法について

Q12 「建築物」の定義はなにか。

A 建築基準法第2条第1号に規定する建築物に該当するものとなります。

【建築基準法】

(定義)

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 建築物

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

Q13 特定建設資材廃棄物については、最終処分の方が経済的に有利な場合も再資源化等を行う必要があるか。

A そのような場合でも原則として再資源化等を行わなければなりません。

【建設リサイクル法】

(再資源化等実施義務)

第16条 対象建設工事受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化をしなければならない。ただし、特定建設資材廃棄物でその再資源化について一定の施設を必要とするものうち政令で定めるもの（以下この条において「指定建設資材廃棄物」という。）に該当する特定建設資材廃棄物については、主務省令で定める距離に関する基準の範囲内に当該指定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設が存しない場所で工事を施工する場合その他地理的条件、交通事情その他の事情により再資源化をすることには相当程度に経済性の面での制約があるものとして主務省令で定める場合には、再資源化に代えて縮減をすれば足りる。

1 3. 各種お問合せ先、届出先

1 3-1. お問合せ先

<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物に関すること（※） ・廃棄物処理法に関すること ・建設資材廃棄物の引渡完了報告制度に関すること 		青森県 環境生活部 環境保全課	
		廃棄物・不法投棄対策グループ	TEL: 017-734-9248
		各地域県民局 環境管理部	TEL: (下記参照)
		青森市 環境部 廃棄物対策課 (事業場が青森市内の場合)	TEL: 017-761-4405
		八戸市 環境部 環境保全課 (事業場が八戸市内の場合)	TEL: 0178-51-6195

(※) 一般廃棄物に関することについては各市町村の廃棄物担当課へお問い合わせください。

<ul style="list-style-type: none"> ・建設リサイクル法に関すること（※） ・その他再資源化等に関すること（※） 		青森県 県土整備部 整備企画課	
		企画・指導調査グループ	TEL: 017-734-9644
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の分別解体に関すること（※） 		青森県 県土整備部 建築住宅課	
		建築指導グループ	TEL: 017-734-9693

(※) 事業場が青森市、弘前市又は八戸市内の場合は、各市担当課へお問い合わせください。

青森市 都市整備部 建築指導課	TEL: 017-761-4518
弘前市 建設部 建築指導課	TEL: 0172-40-7053
八戸市 都市整備部 建築指導課	TEL: 0178-43-2111

(内線 4855)

1 3-2. 届出・提出先

- 廃棄物処理法関係
 - ・ マニフェスト交付等状況報告
 - ・ 多量排出事業者処理計画等
 - ・ (特別管理) 産業廃棄物の事業場外保管届出
- 建設資材廃棄物の引渡完了報告

事業場の所在地	提出先	住所・連絡先
東津軽郡 上北郡(野辺地町、横浜町、六ヶ所村)	東青地域県民局 環境管理部 (旧 青森環境管理事務所)	〒030-8566 青森市東造道 1-1-1 (県環境保健センター内) TEL 017-736-9292(直通) FAX 017-736-9293
弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡	中南地域県民局 環境管理部 (旧 弘前環境管理事務所)	〒036-8345 弘前市大字蔵主町 4 (県弘前合同庁舎 1F) TEL 0172-31-1900(直通) FAX 0172-38-5318
十和田市、三沢市、三戸郡、上北郡(七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町)	三八地域県民局 環境管理部 (旧 八戸環境管理事務所)	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田 7 (県八戸合同庁舎 2F) TEL 0178-27-5111(代表) FAX 0178-27-1922
むつ市、下北郡	下北地域県民局 環境管理部 (旧 むつ環境管理事務所)	〒035-0073 むつ市中央 1-1-8 (県むつ合同庁舎新館 1F) TEL 0175-33-1900(直通) FAX 0175-23-1853
青森市	青森市 (環境部廃棄物対策課)	〒038-8505 青森市柳川 2-1-1 (青森市役所柳川庁舎 3F) TEL 017-761-4405(直通) FAX 017-761-4010
八戸市	八戸市 (環境部環境保全課)	〒031-0801 八戸市江陽 3-1-111 (八戸市下水道事務所 3F) TEL 0178-51-6195 FAX 0178-47-0722

➤ 建設リサイクル法に係る分別解体等の計画等の提出先

工事場所	対象建設工事の種類	提出先	住所・連絡先
東 津 軽 郡	建築物に関する工事	東青地域県民局 地域整備部 建築指導課	〒030-0943 青森市大字幸畑字唐崎 76-4 TEL 017-728-0226 FAX 017-728-0355
	建築物以外の工作物に関する工事	東青地域県民局 地域整備部 企画整備課	〒030-0943 青森市大字幸畑字唐崎 76-4 TEL 017-728-0269 FAX 017-728-0355
黒 石 市 平 川 市 中 津 軽 郡 南 津 軽 郡	建築物に関する工事	中南地域県民局 地域整備部 建築指導課	〒036-8345 弘前市大字蔵主町 4 (県弘前合同庁舎 3F) TEL 0172-32-3801 FAX 0172-36-5360
	建築物以外の工作物に関する工事	中南地域県民局 地域整備部 企画整備課	〒036-8345 弘前市大字蔵主町 4 (県弘前合同庁舎 3F) TEL 0172-32-9700 FAX 0172-36-5360
三 戸 郡	建築物に関する工事	三八地域県民局 地域整備部 建築指導課	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田 7 (県八戸合同庁舎 2F) TEL 0178-27-5157 FAX 0178-27-4715
	建築物以外の工作物に関する工事	三八地域県民局 地域整備部 企画整備課	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田 7 (県八戸合同庁舎 2F) TEL 0178-27-5152 FAX 0178-27-4715
五所川原市 つがる市 北津軽郡 西津軽郡	建築物に関する工事	西北地域県民局 地域整備部 建築指導課	〒037-0046 五所川原市字栄町 10 (県五所川原合同庁舎 3F) TEL 0173-35-2117 FAX 0173-35-9114
	建築物以外の工作物に関する工事	西北地域県民局 地域整備部 企画整備課	〒037-0046 五所川原市字栄町 10 (県五所川原合同庁舎 3F) TEL 0173-35-2118 FAX 0173-35-9114
十和田市 三沢市 上北郡	建築物に関する工事	上北地域県民局 地域整備部 建築指導課	〒034-0093 十和田市西十二番町 20-12 (県十和田合同庁舎 3F) TEL 0176-23-4398 FAX 0176-23-4391
	建築物以外の工作物に関する工事	上北地域県民局 地域整備部 企画整備課	〒034-0093 十和田市西十二番町 20-12 (県十和田合同庁舎 3F) TEL 0176-23-4314 FAX 0176-23-4391
む つ 市 下 北 郡	建築物に関する工事	下北地域県民局 地域整備部 建築指導課	〒035-0073 むつ市中央 1-1-8 (県むつ合同庁舎新館 4F) TEL 0175-22-1231(内 276) FAX 0175-22-9540
	建築物以外の工作物に関する工事	下北地域県民局 地域整備部 企画整備課	〒035-0073 むつ市中央 1-1-8 (県むつ合同庁舎新館 4F) TEL 0175-22-1231(内 268) FAX 0175-22-9540
青 森 市	全ての工事	青森市 都市整備部 建築指導課	〒038-8505 青森市柳川 2-1-1 (青森市役所柳川庁舎 3F) TEL 017-761-4518 FAX 017-761-4513
弘 前 市	全ての工事	弘前市 建設部 建築指導課	〒036-8551 弘前市大字上白銀町 1-1 (弘前市役所 4F) TEL 0172-40-7053
八 戸 市	全ての工事	八戸市 都市整備部 建築指導課	〒031-8686 八戸市内丸 1-1-1 (八戸市庁別館 6F) TEL 0178-43-2111(内 4855) FAX 0178-43-2302

➤ 様式等

青森県の産業廃棄物に関する制度や各種様式、記載例等については、青森県の環境保全関連のホームページをご覧ください。

青森県庁 HP

環境保全

検索

※ 青森市内の事業者の方は青森市のホームページ、八戸市内の事業者の方は八戸市のホームページをご覧ください。

別記様式

(表面)

年 月 日			
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の3第3項の規定により、下記の廃棄物については、 下請負人 _____ が自ら運搬することとします。</p> <p>元請業者 住 所 _____ 氏名又は名称 _____ 印 電話番号 _____</p> <p>下請負人 住 所 _____ 氏名又は名称 _____ 印 電話番号 _____</p> <p>下請負人 住 所 _____ 氏名又は名称 _____ 印 電話番号 _____</p>			
事業場の所在地			
発 注 者	氏名又は名称		住 所
運搬する廃棄物の種類及び一回当たりの運搬量	種 類		
	量		
運搬先の施設の所在地			
運搬先の施設の所有権又は使用権原	<p style="text-align: center;">所 有 権 運搬先の施設の 使用権原 を有することを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">元請業者の 氏名又は名称 _____ 印</p>		

(日本工業規格 A列4番)

(裏面)

運搬を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日
運搬を行う 従業員の氏名	
運搬車の車両番号	
維持修繕工事の場合	
当該廃棄物を生ずる維持修繕工事の元請負代金が500万円以下であることを誓約します。	
元請業者の 氏名又は名称	印
瑕疵補修工事の場合	
引渡年月日	年 月 日
当該廃棄物を生ずる瑕疵補修工事の元請負代金が500万円以下であることを誓約します。	
元請業者の 氏名又は名称	印
備考	
<ol style="list-style-type: none">1 元請業者及び下請負人の押印は、請負契約の基本契約書において定められた建設工事の責任者（工事事務所長等）又は当該基本契約書の締結者（支店長等）の押印又は署名で足りるものとする。2 廃棄物の一回当たりの運搬量は、当該量が1 m³以下であることがわかるように記載するものとし、数量での記載（例：畳一畳）でもよいものとする。また、フレコンバッグを用いて運搬する場合には、当該フレコンバッグの要領を記載するものとする。3 運搬先の施設の所有権又は使用権原を有する旨の誓約は、元請業者が記載し、押印するものとする。この場合の押印も、建設工事の責任者又は基本契約書の締結者の押印又は署名で足りるものとする。4 使用する権原を有する施設とは、元請業者が第三者から貸借している場合のほか、下請負人または中間処理業者から貸借している場合も含まれる。また、元請業者と廃棄物の処理の委託契約をした廃棄物処理業者の事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）に、下請負人が当該廃棄物を運搬する場合も含まれる。5 維持修繕工事の請負代金の額又は瑕疵補修工事の請負代金相当額が500万円以下である旨の誓約は、元請業者が記載し、押印するものとする。この場合の押印も、建設工事の責任者又は基本契約書の締結者の押印又は署名で足りるものとする。	

青 森 県

青森県環境生活部環境保全課

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1-1

電 話 017-722-1111 (内線 6471~6476)
017-734-9248 (直通)

F A X 017-734-8081

